

## 報告記



日本公認会計士協会研究員  
またべ たかし  
**又邊 崇**  
日本公認会計士協会調査役  
むらやま はな  
**村山 華**

# 2015年AICPA カンファレンス (ワシントン DC) 報告

## 1 はじめに

米国公認会計士協会 (AICPA) 主催の「最近のSEC及びPCAOBの開発に関するAICPAカンファレンス」が、2015年12月9日から11日までの3日間にわたり、ワシントンDCで開催された (ニューヨーク及びサンフランシスコにも同時中継)。

本カンファレンスは、米国証券取引委員会 (SEC)、公開企業会計監視委員会 (PCAOB)、米国財務会計基準審議会 (FASB)、国際会計基準審議会 (IASB)、AICPA等の関係者が、会計及び監査の現状や将来について、講演やパネルディスカッションを行うもので、毎年、1,500人程度が参加する大規模なカンファレンスである。

本稿では、本カンファレンスの主要なセッ

ションのうち、特に、会計基準に関連する部分に焦点を当て、その概要を紹介する。

なお、文中の記載は各人の私見であり、所属する団体・組織の正式な見解ではないことを申し添える。

## 2 主要なセッションの概要

<2015年12月9日 (水) 第1日目>

### (1) SEC議長Mary Jo White氏の講演<sup>1</sup>

White議長は、「高品質で信頼性のある財務報告の維持：共有すべき重い責任」と題する基調講演を行い、高品質な財務報告の維持のために、一連の財務報告サプライ・チェーンの各関係者 (作成者、監査人、監査委員会、投資家、基準設定主体、規制者等) が、それぞれ果たすべき役割について述べた。また、財務報告に係る内部統制、非GAAP指標、米国国内企業におけるIFRSの使用、開示の有効性の取組みなど、昨今の課題にも触れた。

#### ① 作成者の責任

作成者は、高品質で信頼性のある財務報告の根幹であり、収益認識や公正価値による減損など、US GAAPや



IFRSの原則を満たすのに必要な、困難かつ微妙な決定・判断を行う場合がある。他の関係者は、できる限り作成者を支援する必要がある。

#### (財務報告に係る内部統制)

- 内部統制で不要な文書化や統制テストの実施が要求されていることの有無について、作成者、監査人、投資家、PCAOBの間で議論が続いている。内部統制の運用と評価に関する課題には率直に取り組み、適切な範囲となるように対処する必要はあるが、内部統制は、引き続き、信頼性のある財務報告の強固な防波堤でなければならない。

#### (非GAAP指標)

- 最近の関心の高い事項として非GAAP指標の使用がある。非GAAP指標は、発行者が投資家にとって有用と考える情報を伝達する目的で容認されている。現在、非GAAP指標は広範囲に用いられ、混乱の原因となる場合もあり、使用にあたっては注意深く検討する必要がある。

#### ② 監査人の責任

監査人は、高品質な財務報告における重要な番人であり、問題を迅速に識別し対応することで、株主保護に貢献している。

- 喜ばしいこととして、監査済み財務諸表と独立監査人に対する投資家の信頼の高まりが挙げられる。サーベンス・オクスリー法の適用以降、一般的に、財務諸表の修正再表示の件数と重大度は減少しているように見える。これは、PCAOBによる個別の監査業務や監査事務所の品質管理に対する検査、また、監査基準の強化により、監査品質が向上したことによるといえる。
- 懸念すべきは、依然として、企業やその監査人が、適切に証券取引法上

及び職業上の責任を果たしていない事例がみられるということである。

#### ③ 監査委員会の責任

監査委員会も、財務報告サプライチェーンの重要な番人であり、昨今は、上場規則やSEC規則における監査委員会への要求の高まりがみられる。監査委員会は、自らの重大な責任として、株主へ報告する必要があり、SECはこの点を注視している。

#### ④ 基準設定主体の責任

良質な財務報告には、独立した基準設定主体により確立された、強固な会計基準が不可欠である。基準設定においては、関連する見解すべてを得る必要があるが、究極的には、投資決定に有用な、客観的で正確な信頼できる情報を提供する必要がある。

#### (IFRSとのコンバージェンス)

- FASBは、2002年以降、IASBと共同で、コンバージェンスされた会計基準の開発に取り組んでいる。その主な例に、収益認識、企業結合や公正価値測定がある。昨今、FASB及びIASB(以下「両審議会」という。)では、この共同のプロジェクトが主要な議題ではなくなってきているが、引き続き、可能な限り、単一の高品質で国際的に認められる会計基準への支援を協働するという、コミットメントの維持を勧告する。

#### (米国国内発行企業によるIFRSの使用)

- SECは、2007年以降、外国登録企業(FPI)に対して、IASBが公表するIFRSに準拠して作成された財務諸表を、US GAAPへの調整表を要求することなく、SECへの提出書類に含めることを容認している。
- 現在、500社超の発行企業がIFRSを使用してSECに報告しており、その時価総額は数兆ドルにのぼる。SECスタッフは、提出書類へのIFRSの適用

を、US GAAPと同様に、モニター及びレビューしている。

- 2014年に開催された本カンファレンスで、Schnurr主任会計士が、米国国内発行企業に対して、IFRSに基づく情報を、調整表なしでUS GAAPに基づく財務諸表の補足資料として提供することを容認する可能性について述べた<sup>ii</sup>。この提案は次の段階へ進む可能性があり、現在、SECスタッフがSECでの検討のための勧告を開発しており、SECの委員全員とこれについて議論する予定である。

#### ⑤ 規制者の責任

SECスタッフは、PCAOBや他の関係者と共に、投資家の保護、市場での信頼性の構築の確保に取り組んでいる。Schnurr主任会計士が率いるSEC企業財務部は、毎年、4,000社を超える登録企業の財務報告をレビューし、コメントしている。SECの目的は、発行企業とその監査人のコンプライアンスの水準を引き上げることであり、そのためにあらゆる手段を講じるつもりである。

#### (開示の有効性に関する取り組み)

- 企業側では、開示の有効性に対する機運が生じている。冗長な又は不必要な情報を削除し、より明確で理解可能な開示に取り組むなど、明らかな進展がみられる。投資家が重要な論点に着目するように、開示の量や複雑性の減少が役立つ場合もあるが、さらなる情報提供が役立つ場合もある。

#### (2) SECスタッフの講演

##### ① SEC主任会計士James Schnurr氏の講演<sup>iii</sup>

Schnurr主任会計士は、先のWhite議長の講演を受け、開示の有効性、監査委員会の役割、高品質な監査基準の重要性などをテーマに講演を行った。その中で、会計基準に関して、以下のよう

に述べた。

- 両審議会の継続的な協働は、単一の高品質な国際会計基準の目的を達成する、唯一の現実的な方向である。その良い例がコンバージェンスされた新収益認識基準であり、財務報告の改善を期待する。
- 企業は、新収益認識基準のような、原則主義に基づく会計基準への移行により、現行の会計及び財務報告の能力への影響を評価、また、継続的に再評価する必要がある。

### ② SEC副主任会計士Julie A. Erhardt氏の講演<sup>v</sup>

Erhardt 副主任会計士は、米国における将来のIFRS適用の可能性、及びIASBとの基準設定活動について述べた。

- IFRSの開発はグループ・プロジェクトであり、IFRS基準の開発を支援する関係者の意向の達成を基礎とするものである。米国はその参加者として、このグループの将来の方向性を検討する必要がある。
- 米国は、長い歴史的経験だけでなく、現時点での経験も有しており、財務報告上の問題に関するリーダーである。FASBによる会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への参加やSECによる証券監督者国際機構(IOSCO)への参加などを通じて、この米国のユニークな経験を活かしている。

### ③ 質疑応答

Schnurr主任会計士やErhardt副主任会計士らが質疑応答を行い、IFRSに関して以下のように述べた。

- 補足情報としてのIFRS財務諸表は、投資家やアナリストからの要望であり、市場本位のアプローチによるものである。非GAAP指標として任意開示

を認め、また、US GAAPとの調整表を要求しないことで、企業の負荷の軽減を図っている。

- 現在、IFRSを適用するFPIの企業数は、いくつかのIFRS強制適用国の企業数を上回っている。米国はIFRS適用において少数派と思われるかもしれないが、時価総額は大きく、我々の経験を活かす必要がある。

### <2015年12月10日(木)第2日目>

#### (3) FASB議長Russell Golden氏の講演<sup>v</sup>

Golden議長は、収益認識や開示フレームワークなど、FASBが現在取り組んでいるプロジェクトや、将来のアジェンダについて講演を行った。また、前日のSECのWhite議長とShnurr主任会計士による講演で、基準設定主体としての独立性の維持が喚起されたことを受け、過去のストック・オプション会計に係る基準設定では、その独立性が脆弱であったことに触れ<sup>vi</sup>、独立性の確保とともに、すべての利害関係者への説明責任の重要性を述べた。

#### (収益認識)

- 新収益認識基準は、公開企業には2018年より発効し、非公開企業には2019年より発効される<sup>vii</sup>。FASBは、新基準の公表後、IASBと共同の収益認識に係る移行リソースグループ(TRG)を創設し、新基準の適用上の問題への対処に役立てている。FASBはこれまで、適用上の問題に対処する様々な方法を経験してきたが、このIASBと共同のTRGは、最善の方法であったと考える。このプロセスにより、発効日前の時点で、作成者が基準の解釈方法に同意しない部分が、一定の範囲に限定されることを望んでいる。
- TRG会議で議論された論点の多くは基準設定に至っていないが、そこで

の議論は利害関係者への教育に役立っている。TRG会議の議事録で、様々な論点の裏にある普遍的な思考過程を知ることができる。また、適用上の質問に関する約50のスタッフ・ペーパーは、権威を有するものではないが、新基準の適用方法に関する適切な実在例を提供している<sup>viii</sup>。

- 新基準の改善のために公表した公開草案と改訂基準は、投資家に提供する情報の質に影響を及ぼすことなく、多くのコストを節約することを意図したものである。追加のTRG会議の有無や時期は、追加で提起された論点に基づき、必要であれば開催する予定である<sup>ix</sup>。

#### (開示フレームワーク)

- FASBは、2015年9月に、重要性に関する2つの公開草案を公表している。1つは、FASB概念書第8号「財務報告に係る概念フレームワーク」を修正する公開草案<sup>x</sup>(以下「修正案」という。)で、他方は、会計基準更新書(ASU)案「財務諸表に対する注記(Topic235):開示に重要性があるかどうかの評価」<sup>xi</sup>(以下「ASU案」という。)である<sup>xii</sup>。いずれも、重要性の定義の変更を意図するものではない。
- 修正案は、FASBの概念フレームワークを、SECやPCAOBが用いる既存の重要性の定義に適合させるものであり、FASBの基準設定プロセスの一部である重要性の観察にのみ適用されるもので、作成者や監査人に適用されるものではない。
- ASU案では、重要性の概念は、定量的及び定性的開示へ個別及び合算して適用されるとしている。重要性は法律上の概念であり、開示において重要でない情報の省略は会計上の誤謬ではないことを示唆することで、現在含

まれている概念を明確にしている。

#### (リース)

- FASBは、2016年初めに、新リース基準を公表する予定である。本基準は、公開企業には2018年より、非公開企業には2019年より発効され、すべての企業に早期適用が容認される<sup>xiii</sup>。FASBは、十数年前に本プロジェクトに着手して以来、利害関係者から広範なインプットを積極的に求めて受領してきた。それを前提とすると、リースに係るTRGを創設する計画はない。
- 2013年5月公表の公開草案へのフィードバックでは、利害関係者の多くが、貸借対照表上にリースを認識する必要があると考えているが、オペレーティング・リースを損益計算書やキャッシュ・フロー計算書に反映する方法には同意しなかった。そのため、FASBは再審議を行い、実質的な購入として会計処理されるリースと、オペレーティング・リースとして会計処理されるリースの区分に関して、損益計算書上で既存の基準を維持する決議を行った。これにより、企業は、既存のシステムとプロセスを利用し、コストの増大を軽減できると、FASBは考えている。
- また、FASBは、貸借対照表上の追加の負債が、借入契約と会計上の判断に与える影響に関する懸念を聞いたことから、この問題を理解するために、広範囲な調査と貸手とのアウトリーチを実施した。借入契約に関する学術研究により、強制的な会計処理の変更に より生じる契約違反は、実務上、典型的なものではないことが示された。

#### (将来のアジェンダ)

- FASBの諮問グループである財務会計基準諮問会議(FASAC)が、2014年春に利害関係者に対して行った調査により、FASBの優先すべきプ

ロジェクトは、①財務業績報告、②キャッシュ・フロー分類の改善、③退職後給付、④負債と持分、⑤無形資産とされた。また、セグメント報告は投資家では第1位であったが、作成者では最下位であった。

- 調査結果は、FASBのディスカッション・ペーパーとして要約され、2016年初めに公表される<sup>xiv</sup>。利害関係者に、FASBが識別した改善すべき分野、潜在的な他の論点や基準設定上の解決策、また、優先順位に関してコメントする機会を提供する。フィードバックは、IASBの考えと一致するものがあるか、また、IASBとコンバージェンスされた解決策に対して作業を行う可能性があるかどうかを理解するために役立てられる。

#### (4) IASB議長Hans Hoogervorst氏の講演<sup>xv</sup>

Hoogervorst議長は、最近1年間の活動(収益認識基準やリース基準)、アジアの進展(日本、インド、中国)、米国とのコンバージェンス、今後1年間のIASBの取組みについて述べ、さらに、米国のIFRSへの継続的関与に対する強い期待を示した。

#### (米国のIFRSへの継続的関与)

- 米国には、引き続きIASBと協働し、様々な協議に応じることを求める。今後数年間は、米国国内企業におけるIFRSの使用に大きな進展の可能性はないと認識しているが、米国の実質的な利害は残っている。IFRSは、米国における投資家、多国籍企業、及び国際会計事務所が負担する多大なコストを取り除くものである。さらに米国は、グローバル経済の強力なインフラに大きな関心を寄せており、IFRSはそのインフラの重要な一部である。そのため、今後、米国が継続してIFRSの構築に

関与し、IASBを支援することを奨励する。

- IASBの成功は、米国の成功である。IASBの成功を拡大・結集するには、強力な米国のリーダーシップが必要である。しかし現在、米国国外では、米国にそのように強力なリーダーシップはないとみている。2010年の政策声明以降、IFRSに関する正式な声明がないことをSECは認識している。これはIASBにとっても、米国にとっても健全な状況ではない。米国がIFRSにおける意思決定の中心に戻ることを強く望む。

#### <2015年12月11日(金)第3日目>

#### (5) 新収益認識基準に関するパネルディスカッション

新収益認識基準に係るAICPAの業種別タスク・フォースやTRGの関係者らが、業種別タスク・フォースの取組みや、企業における新基準の適用状況などについて、パネルディスカッションを行った。

#### (AICPAの収益認識に係る業種別タスク・フォース)

- 適用上の論点に関して議論を行うため、AICPAは16の業種別タスク・フォースを設置し、およそ150の論点を識別した。うち、9の論点についてコメント募集している<sup>xvi</sup>。2015年11月には一部の業種の会計ガイド(案)を公表し、さらに他の業種も2016年に公表する予定である。会計ガイドの策定にあたっては、詳細な規定は定めず、新基準の原則に基づき、どのように適用及び判断するかに焦点を当てている。

#### (企業における新基準の適用状況)

- 新基準の重要な目的及び便益として、財務報告における整合性の確保があり、この取組みにより業種をまたいだ会計情報の多様性の軽減が期待される。

適用にあたっては、さらなる適用延期を望む声も聞かれるが、適用延期は1回のみで<sup>xvii</sup>、さらなる延期の可能性は非常に低いと考えられる。また、FASBは基準設定の際に常にコスト・ベネフィットを分析しており、適用延期はコストになると考えられる。適用準備の過程で生じる基準の修正に戸惑う企業がある一方、全く準備を始めていない企業が大半というのが現状である。

### (6) 新リース基準に関するパネルディスカッション

FASB等の関係者が、新リース基準の概要とIFRSとの差異、作成者としての見解などについて、パネルディスカッションを行った。

#### (新リース基準の概要)

リースに係る新基準として、FASBがTopic842を、IASBがIFRS第16号を公表する予定である<sup>xviii</sup>。IFRS第16号では、すべてのリースがファイナンス・リースと同様に会計処理される一方、Topic842では現行のキャピタル・リースとオペレーティング・リースの分類が維持される。いずれの基準も、短期リースへの免除規定を有するが、低額資産への免除規定を有するのはIFRS第16号のみである。

#### (作成者としての見解)

適用準備にはいくつかの段階があり、最初に、リースの母集団とシステムの理解、次に、基準の分析、最終的な結論の決定、最後に、計画、リソース確保、コミュニケーションがある。最初の情報収集で、不動産契約やサービス契約、買掛金やオフライン・システムの情報も検証する必要がある。実務上の検討では、作業を過小評価しないこと、また、契約の条件に変更がなくても再度検討することに留意が必要である。

## 3 おわりに

SECのWhite議長からは、米国国内企業のIFRS適用に関する重大な方針は示されなかったものの、引き続き、IFRSへの強い関心が示されたため、今後の進展を期待したい。

米国企業にとって、新収益認識基準の適用は、既存の業種別細則からの移行であり、パネルディスカッション中に行われた、カンファレンス参加者へのアンケート結果からは、適用準備が進んでいない企業が少なくない印象を受けた。今後も引き続き、関係者による対応が求められると予想される。

#### (注)

- i Chair Mary Jo White, Keynote Address at the 2015 AICPA National Conference: "Maintaining High-Quality, Reliable Financial Reporting: A Shared and Weighty Responsibility," Dec. 9, 2015. (SECウェブサイト <https://www.sec.gov/news/speech/keynote-2015-aicpa-white.html>参照)
- ii James Schnurr, Chief Accountant, Office of the Chief Accountant, Remarks before the 2014 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, Dec. 8, 2014. (SECウェブサイト <https://www.sec.gov/News/Speech/Detail/Speech/1370543609306>参照)
- iii James V. Schnurr, Chief Accountant, Office of the Chief Accountant, Remarks Before

the 2015 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, Dec. 9, 2015. (SECウェブサイト <https://www.sec.gov/news/speech/schnurr-remarks-aicpa-2015-conference-sec-pcaob-developments.html>参照)

- iv Julie A. Erhardt, Deputy Chief Accountant, Office of the Chief Accountant, Remarks before the 2015 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, Dec. 9, 2015. (SECウェブサイト <https://www.sec.gov/news/speech/erhardt-2015-aicpa.html>参照)
- v Russell G. Golden, Chair, Financial Accounting Standards Board, AICPA Conference on Current SEC & PCAOB Developments, December 10, 2015. (FASBウェブサイト [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176167706891](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176167706891)参照)
- vi Golden議長は講演で、過去に、FASBが提案したストック・オプション会計に対して、米国上院が批判する決議を行い(1994年)、当時のSEC議長がこの提案を進展させないよう、FASBに強く勧告したことに触れた。
- vii 新収益認識基準のTopic606は、公開企業には、2017年12月15日後開始する事業年度から適用され、非公開企業には、2018年12月15日後開始す

る事業年度から適用される。すべての企業に2016年12月15日後開始する事業年度のみ早期適用が容認される(FASB, Accounting Standards Update, “Revenue from Contracts with Customers(Topic 606): Deferral of the Effective Date,” August 2015. (FASBウェブサイト [http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document\\_C/DocumentPage?cid=1176166272502&acceptedDisclaimer=true](http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176166272502&acceptedDisclaimer=true)参照))。

viii FASBとIASBの共同のTRGに関する情報サイト(FASBウェブサイト <http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/LandingPage&cid=1176164065747>参照)

ix FASBが2016年中に3回のTRG会議を予定している一方、IASBは、2016年1月に、IFRSに係る追加のTRG会議は予定していないことを公表した。また、IASBは、TRGは解散するわけではなく、必要であれば協議にあたって利用すると述べた(FASBウェブサイト <http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176164066683>、IASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/Publication/Pages/IASB-completes-decision-taking-on-clarifications-to-its-Revenue-Standard.aspx>参照)。

x Financial Accounting Standards Board (FASB), Proposed Amendments to Statements of Financial Accounting Concepts, “Conceptual Framework for Financial Reporting - Chapter 3: Qualitative Characteristics of Useful Information,”

September 2015. (FASBウェブサイト [http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document\\_C/DocumentPage?cid=1176166402450&acceptedDisclaimer=true](http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176166402450&acceptedDisclaimer=true)参照)

xi Financial Accounting Standards Board (FASB), Proposed Accounting Standards Update, “Notes to Financial Statements(Topic 235): Assessing Whether Disclosures Are Material,” September 2015. (FASBウェブサイト [http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document\\_C/DocumentPage?cid=1176166402325&acceptedDisclaimer=true](http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176166402325&acceptedDisclaimer=true)参照)

xii 修正案及びASU案の詳細は、川西安喜「重要性に関するFASBの公開草案」(『会計・監査ジャーナル』No.725 Dec.2015)参照のこと。

xiii 新リース基準のTopic 842は、公開企業には、2018年12月15日後開始する事業年度から適用され、非公開企業には、2019年12月15日後開始する事業年度から適用される。すべての企業に早期適用が容認される(FASB, Accounting Standards Update, “Lease (Topic842),” February 2016. FASBウェブサイト [http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document\\_C/DocumentPage?cid=1176167901010&acceptedDisclaimer=true](http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176167901010&acceptedDisclaimer=true)参照)。

xiv FASBは2016年2月に、将来のアジェンダに関するディスカッション・ペーパーの公表を2016年前半に予定していることを公表した(FASBウェブサイト [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB)

[Content\\_C&pagename=FASBContent\\_C&cid=1176167848789](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASBContent_C&cid=1176167848789)参照)。

xv Hans Hoogervorst, IASB Chairman, IFRS: 2015 and beyond, 10 December 2015. (IASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IFRS-2015-and-beyond.aspx>参照)

xvi AICPAの収益認識に関するウェブサイト (<http://www.aicpa.org/InterestAreas/FRC/AccountingFinancialReporting/RevenueRecognition/Pages/RevenueRecognition.aspx>)参照

xvii FASBは、2015年8月公表の改訂基準「発効日の延期—顧客との契約から生じる収益(Topic606)」により、新収益認識基準の適用日を1年延期した(注vii参照)。

xviii IASBは2016年1月にIFRS第16号「リース」を公表した。本基準は、2019年1月1日以後開始する事業年度から適用され、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用する企業には、IFRS第16号の適用開始日以前に早期適用が容認される(IASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-shines-light-on-leases-by-bringing-them-onto-the-balance-sheet.aspx>参照)。